

宋代の租牛に就いて：「宋代の賃・租牛と牛政」の第二章

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2335134>

出版情報：史淵. 58, pp.1-36, 1953-09-01. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

宋代の租牛に就いて

「宋代の賃・租牛と牛政」の第二章

日野開三郎

目次

一 賃牛（史淵五六輯）

二 租牛（本輯）

I 官の農民に對する耕牛貸與

- (1) 官有田小作人への耕牛貸與
- (2) 一般農民への耕牛貸與
- (3) 現牛貸與と本錢貸與
- (4) 年賦償還と牛租徵收

II 租牛制の行用

- (1) 北宋の官租牛
- (2) 南宋の官租牛
- (3) 寺廟宮觀の租牛
- (4) 塩亭戸の租牛

III 租牛

III 租牛制と官・小作人の經濟

V 官と寺廟宮觀の一部とが租牛制を採用した所以

宋代の租牛に就いて

二 租 牛

此所に云ふ租牛とは、耕牛の持主が耕牛を有たない耕作者に貸渡し、毎年所定の賃料、即ち租を取る賃牛様式を意味し、宋代に於いては賃牛が民間の賃牛様式として盛用せられてゐたのに對し、主として官牛の貸與様式として官民間の間に盛用せられ、尙寺廟宮觀の賃牛にも利用せられてゐたものである。従つて租牛の研究は官民間の賃牛に重點をおく可きであり、延いては先づ官より農民に對して耕牛を貸與してゐた事實より考察して行かなければならぬ。

1 官の農民に對する耕牛貸與

官の農民に對する耕牛の貸與は、大別して二つの立場から行はれてゐた。その第一は官が地主としてその官有田經營の必要から小作人たる農民に貸與する場合であり、その第二は政府として農産振興・貧農賑恤の爲めに一般農民に貸與する場合である。そこで官牛の貸與に對する考説も此の二つに分けて扱ふのが理解に便利である。

(1) 官有田小作人への耕牛貸與

宋代官有田は大別して三つに分けられてゐた。官莊・營田・屯田がそれである。官莊は行政機關で管理する官有田で、官田とも呼ばれてゐた。營田・屯田は共に軍事機關の管理する官有田で、前者は小作人に耕作せしめるもの、後者は軍人に耕作せしめるもの、共に主として兵糧獲得を目的として經營せられたものである。

官莊は北宋・南宋を通じて可成り多かつた。破産滯税その他の事情で逃亡した所謂逃戸の田産その他の無主荒田、或は犯罪その他の事情によつて没收した田産等、所謂没官田は多く官莊として、即ち行政機關の管理田として經營せられた。

此の外、金軍の侵入によつて淮南・京西方面に夥しい無主荒田を生じた南宋の初めには、それらを耕墾し、併せて流浪の

難民を安定せしめる爲めに盛んに官莊が開置せられて行つた。

北宋時代には官が積極的に農田を開置經營することは殆んど無く、只京西路の襄・鄧州方面で稻作農田の開置を試みたのが殆んど唯一の著例であるが、それも收支償はずして結局廢罷せられた。北宋は領土廣く、國內も比較的泰平で、東南沃地の稻作大發展により只その所産稻米の北支への漕運を圓滑に行ひさへすれば軍人官吏の俸廩は勿論、民食も充分事足りたので敢て官田の開置を必要としなかつたのである。官營企業はとかく冗費多く、官權を背景とする貪官汚吏の醜行もつきまとひ、收支償はずして弊害のみ多いのが通例であるが、殊に官權の大であつた中國では官營事業の弊害は大きく、結局、國家はさうしたことに手を染めないのが最大の善政であつたのである。所が金軍の侵暴によつて多くの良田を荒廢せしめられた南宋の初期には各種官田が俄然として各地に興置せられることとなつた。

南宋に入つて新に邊境となつた淮南・京西や四川の東北方は金軍の蹂躪やそれに伴生した賊匪の跳梁等によつて農民の逃亡する者多く、從來の良田は忽ちにして滿目荆榛の荒野となつた。それらは勿論無主の地として官有に歸したわけである。かくて邊境一帯の糧食生産は頓に減退したが、一方金軍の脅威に備へて増置せられた邊防軍の爲め糧食の需要量は増加の一途を辿つた。然も後方からの補給は敗戦による國家機能の痲痺や賊匪の割據による輸送路の危險等によつて思ふに任せず、邊境の軍食は常に窮乏を告げてゐた。此所に官田開置を必要とする第一因があつた。

金軍の侵暴・賊匪の跳梁・國境の改訂等相次ぐ政治的社會的大混亂の爲めに家郷を喪ひ漂浪する流民の徒は南宋の初め夥しい數に上つてゐた。彼等は衣食に窮したあげく盜匪となつて内より治安を紊し社會不安の温床となつた。彼等の不満の爆發は金軍の暴力よりも恐ろしく、その生活を安着せしめることは宋國再建の最大の要務であり焦眉の急であつた。ここに荒田を再興し、官田開置によつて彼等を安着せしめる第二の要因があつた。かく兵糧の増産・流民の收容と云ふ二つの絶對的な要請から南宋の初期には没官の荒廢沃地に流民を召募する各種官田が續々と開置せられたのであるが、その開

墾の中心となつたのは、元來肥沃の土質を以て知られた淮南であつた。又各種官田の中では軍管理の小作經營たる營田が最も多く設けられてゐた。勿論、官莊も相當廣く興置せられ、屯田も若干おかれてゐた。即ち地主としての宋政府の小作農民に對する耕牛貸與は南宋に入つて遽に重要性を有ち、且つ淮南を中心として邊境地帯に頗る盛んに行はれてゐたのである。北宋時代にも官莊に行はれてゐたが、史料を介して考察するに、大して目立つ程のものではなかつた。寧ろ北宋に先行する五代列國に於いて富國強兵の必要に迫られた營田の設置とそれに伴ふ耕牛の貸與が史料の上に目立つてゐる。さうした關係で官田小作人への貸牛の擧例も主として南宋のものを示しておく。

宋會要・食貨二營田雜錄・紹興六年四月二十八日の條の都督行府の言に

營田莊莊上恐
脫官字並已支給耕牛貸糧種・屋宇・農具之類。將來收成合計五頃。所謂子利。官中與客戶中平均分。

とあつて營田・官莊の客戶に耕牛・種糧・住宅・農具の類を貸與したことが見える。紹興六年は南宋が沿邊に營田官莊を大がかりに興置し初めた時代である。又同書・食貨三營田雜錄・隆興二年五月二十五日の條に江淮都督府參贊軍事陳俊卿の言として

兩淮兵火之後。中略。見今係官荒田。標旗立寨。多買牛犂縱耕。云云。

とて金帝亮の侵入によつて荒廢した兩淮の係官荒田を募民耕墾せしめ、官より牛犂を買ひ貸さんとする計畫を載せ、更にその實施成果に就いて

其後劉寶具到見管營田・官莊四十二所。田四百七十五頃八十八畝。官兵五百五人。客戶二百六十五戶。云云。
とて相當の成績をあげたことを傳へてゐる。又同書・食貨六限田雜錄・乾道八年三月十六日の條に

徐子寅言。近勸諭歸正人一千五百八十人。於楚州寶應・山陽・淮陰縣、高郵軍高郵縣、肝胎軍天長・肝胎縣、揚州江都縣、泰州海陵縣界。共置五十四莊。並給付耕牛・農具・種糧。開墾田畝。

とて金より宋に歸明した農民一千五百餘人に五十四莊の田を耕さしめ耕牛・農具一切を給したことが見える。當時の所謂官田一莊は大抵五頃を以て編制せられてゐたから五十四莊は大約二百七十頃である。恐らく歸正人二千五百八十餘人の戸數が三百戸前後で、略々一戸に一頃前後を耕さしめたのであらう。當時の官田を見るに、小作人一戸は一頃一牛が基準となつてゐた様である。會要・食貨^二營田雜錄・紹興七年四月九日の條の右司諫王縉の江淮農村に關する奏言中に

其有置莊去處。人耕牛^{牛恐田}之誤。百畝給牛一具。云云。

とあり、同書・食貨^三營田雜錄・紹興十八年八月二十五日の條の知郢州趙叔沔の引退軍人歸農に關する奏言中に

有願請佃之人。並百姓體側。以五頃爲一莊。官給耕牛五具。并種糧等。云云。

とある等はその數例である。尙此の一牛一頃の例は多い。然し一戸五十畝一牛の例も散見する。會要・食貨一農田雜錄・紹興八年八月三日の知安豐軍高夔の歸正人の安着歸農に關する言に

今欲。未有營生之人。每戶給田五十畝。牛一頭。犁耙牛具之屬。其已請田之人無牛具者。一例給之。乞降錢會二萬貫措置。從之。

とあるはその一例である。又北宋時代の計畫ではあるが、會要・食貨六水利雜錄・至道元年九月の條の度支判官陳堯叟等の言に、陳・許・鄧等の諸州に水利田を開き、每千人に牛千頭・田五萬畝を耕さしめれば、畝收三石、計十五萬石の收穫ありと述べてゐるのも一戸一牛五十畝の例である。尙五百頃八百頭の陸田^註の例もある。然し營田・官莊は一戸一牛百畝の例が殆んどである。

さて官莊・營田の興置に當り、召募せられてその小作人となる客戶は、民田の佃客と同様、流民出身の何一つ有たぬ極貧者であり、従つて民間地主が彼等小作人に牛具・家屋・種子・糧食・什物・錢その他一切のものを貸してやらなければならなかつたのと同様、官も又地主として同じ面倒を見てやらねばならなかつたのである。それらの貸與を示す例として

此所に掲げたのは僅かに所傳記事の一部で、實は營田・官莊の小作人に對する此れらの貸與は必須であつただけに、それを傳へた記事は無數に残されてゐるのである。

(2) 一般農民への耕牛貸與

官は政府として一般農民の闕牛者にも耕牛を貸與して居た。それは牛疫流行して耕牛が多く斃死した場合、天災饑饉の爲め耕牛が多く密殺せられ食料に供せられた場合、或はその爲め農民が耕牛を賣つて生活しなければならなかつた場合、或は又流民が多く出でそれらを舊業に復歸せしめなければならぬ場合、或は食糧調整の爲め特に或る地方の農作を振興しなければならぬ場合等、種々様々の事情に因つており、従つて一般農民への貸牛は北南宋を通じて行はれてゐる。然し北宋時代には實際に耕牛を與へるよりも牛價を貸して自ら買はしめる場合が多かつた。但し貸牛の例も無かつたわけではな

い。續資治通鑑長編卷九景德二年正月王子の條に

詔。河北諸州強壯。除瀛州城守得功人、第其等級以聞。餘並遣歸農。令有司市耕牛送河北。とて河北の民兵たる強壯が契丹との約和成立によつて歸農するに際し耕牛を輸送してゐるのは現牛貸與の一例である。同年同月戊寅の條に「以河朔戎寇之後。耕具頗闕。牛多瘠死」とある如く契丹の侵掠による耕牛の缺乏に對する處置であつたのである。南宋に入ると金軍の蹂躪で淮南等被災の地は耕牛が激減した。宋會要・食貨二營田雜錄・紹興三年二月七日の條の左司員外郎張綱等の言に

上。略。今看詳。近緣盜賊屠殺。(牛)例皆闕少。江北諸鎮殘破日久。絕無販賣牛畜。云云。

とて江北(淮南)では牛を販賣する者が全く無かつたとある。國家の力で買牛輸送する外ない。かくて兩浙・福建・廣東等の戦火を被らなかつた地域から續々官買牛が北送せられた。このことは後文に寄養牛の問題に關して言及するが、會要・食貨三農田雜錄・紹興十一年三月七日の條に

詔。壽春府・廬・濠・滁・和・舒州・無爲軍。曾經賊馬。民間耕牛多被殺虜。可委江浙常平司。支撥常平等錢收買耕牛。交付淮南常平司。給與州縣。借給人戶耕種。

とあるは、官が買牛輸送して淮南の農民に現牛貸與を行ふ方針を明かにしたものである。同様の措置は紹興三十一年の金帝亮の大侵入後にも執られてゐる。宋會要・食貨 三 營田雜錄・隆興元年二月二日の條の殿中侍御史胡沂の言に

去年紹興三十二年朝廷指揮諸路收買耕牛農具。州縣起發錢種于道。今耕牛農具當已不乏。

とあるはそのことを示す。かくてこれらの官牛が淮南方面の農民に貸付けられたことは容易に推想せられるが、尙その一般農民への貸與を示す適證を一二擧げておく。

宋會要・食貨 二 營田雜錄・紹興六年九月二十一日の條に

都督行府言。諸路州縣。將寄養牛。權那一半。許闕牛人戶租賃。中略除一半寄養牛具準備增置官莊使用。

とあつて官の寄養牛（後文に説明）の一半を一般農民の闕牛者に、一半を官莊の小作人に借すこととしたことが見え。同年十月二十二日の條に

都督行府言。乞令提領江淮等路營田司。于見寄養牛內就近支撥。三百頭付壽春府。一百頭付濠州定遠縣。仰疾速計置節次起發前去。委孫暉及定遠知縣。借給歸業人戶耕種。云云。

とてその寄養牛の中の四百頭が淮南の歸業（逃亡先より舊業に復した）農民に貸し出されたと見えてゐる。尙此の一般農戶への貸牛例も數へあげれば際限のない程多いのであるが、繁冗をさけて割愛する。

⑧ 現牛貸與と本錢貸與

官の耕牛貸與には現牛貸與と本錢貸與、即ち耕牛の價錢を貸して自ら購入せしめる貸與とがあり、前者は官田小作人及

び一般農民の何れに對しても行はれ、後者は殆んど一般農民に對してのみ行はれ、官田小作人に對して行はれた史例は見出し難い。官田小作人及び一般農民への現牛貸與は先述の寄養牛にその確實な證例を認め得るので、煩をさけて更に追加舉例するをやめ、専ら本錢貸與の例を示しておく。

續資治通鑑長編卷四○至道二年七月庚申の條の太常博士・直史館陳靖の言に

靖又言。逃民復業及浮客請田者。委農官勸諭。以給授田土收附版籍。州縣未得議其差役。其乏種糧耕牛者。令司農以官錢給借。云云。

とあり、宋會要・食貨一農田雜錄・淳化五年三月の條に

以宋・堯・陳・潁州民無牛畜者。自挽犂而耕。因令逐處人戶團甲。每一牛官借錢三千。令自于江浙市之。云云。

とある等は北宋初期の例である。尙淳化五年の牛價本錢三千は稻米五六石（日本の一石七八斗前後）分に當り、餘り低きにすぎるので買牛助成錢の意味として貸出されたものかとも思はれるが、かく斷定する依據はない。續資治通鑑長編卷九 康定元年十二月乙巳の條に

太宗皇帝時。常常與嘗通音通貸陳・蔡民錢。市牛而耕。

とあるは上掲淳化のことを指してゐるのであらう。宋會要・食貨一農田雜錄・元祐六年九月二十五日の條に

詔河東路提司。將麟・府・豐州會經西賊掠耕牛人戶。特許於常平錢內價錢罪買之牛誤。

とあるは北宋晩期の例である。南宋時代に入ると流民の歸業者、金からの歸正者、揀退軍人等を安輯する爲めの牛本錢貸與や金軍侵入の直接間接の被害で耕牛を失つた者を救ふ爲めの牛本錢貸與等が盛んに行はれた。宋會要・食貨一農田雜錄

興四年六月二日の條に

新差權發遣廬州仇念言。乞支降錢。專充買牛借與歸業人戶。中略詔。借支錢一萬貫。

とあるは歸業人への貸錢例であり、同卷・紹興二年四月十日の條に

秘書監松傳卿言。昨承指揮於權貨務支降見錢五萬貫。充淮東人戶借貸。收買牛具。緣本路牛畜價高。欲分遣官前去兩

浙路收買

とあり、同書・食貨^三・營田雜錄隆興元年二月十八日の條の戶部員外郎・奉使兩淮馮方の言に、忠義軍の退役者の處置に就いて

其餘（退役者）。乞于三家或四家同共關借官錢收買耕牛、關借種子。踏逐堪耕土地。趁時布種。云云。
とあるは揀退軍人への本錢貸與の例である。尙類例は他にも散見する。

官田小作人への本錢貸與の例が見出し難いことは先に一言した如くである。此のことから直ちに小作人への本錢貸與が行はれなかつたと断定するのは早計である。然し官莊・營田の盛んに興置せられた南宋の淮南地方は金軍寇掠のあとを承けて土地荒れ耕牛乏絶して農作振はず、官の營田・官莊設置もかうした不振に對處したものに外ならぬのであるから、かうした耕牛缺乏地の小作人に錢を貸した所で、極めて無力な彼等が現實に牛と換へることは困難であつたであらう。「會經賊馬。民間耕牛多被殺虜」と云はれ、「江北諸鎮殘破日久。絶無販賣牛畜」と云はれた條件の下に興置せられた淮南地方の官田の小作人が政府貸與の錢本を以て個々に遙々兩浙・福建・廣東等の非戰災地に牛を購め歩くことは實際には出来なかつた筈である。従つて官田小作人への貸與は専ら現牛を以て行はれたものと思はれる。現に南宋政府は兩浙・福建・廣東の諸路から小作人に貸す耕牛を太量に買入れ、官の手で北送してゐるのである。つまり小作人への牛本錢貸與は事實あまり行はれなかつたと考へられるのである。牛本錢の貸與は戰災の復興が或る程度進み、耕牛の移入も行はれる様になつて後、歸業・歸正を勸奨し、揀退軍人を安輯し、一般貧農の生産意慾を振興せんが爲めに盛んとなつたのであらう。

勿論、紹興初年にも本錢貸與の例はあるが、それが盛用せられたのは紹興中葉以後であつたと考へられる。

(4) 年賦償還と牛租徴收

官より現牛もしくは牛本錢の貸與を受けたものは、年賦償還をなすか、又は借受賃料たる牛租を徴收せられるか、その何れかであつた。牛本錢の貸與を受けた場合は殆んど年賦償還であつた。會要・食貨一農田雜錄・元祐六年九月二十五日の條に麟・府・豊諸州の農民で西賊の爲め耕牛を刼掠せられた者への對策をのべて

曾經西賊刼掠耕牛人戶。特許於常平錢內價錢買牛。其所價錢。漸次催納。

とあり、同卷・同四年六月二日の條に

新差權發遣廬州仇念言。乞支降錢專充買牛借與歸業人戶。責限還本。庶幾接濟貧民。以廣耕殖。詔借支錢一萬貫。

とある等はその數例である。現牛貸與を受けた者は年賦償還をさせられる場合と牛租を支拂はせられる場合とがあつた。

殊に一般農民への貸與には此の二つの場合が共に適用せられてゐた。會要・食貨二營田雜錄・紹興六年十月二十二日の條に

都督行府言。乞。令提領江淮等路營田司。于見寄養牛內。就近支撥三百頭付壽春府。一百頭付濠州定遠縣。仰疾速計

置節次起發前去。委孫暉及定遠知縣。借給歸業人戶耕種。免納租課。候收成日。與作五年還納。每牛一頭。止令納錢

一百貫省。從之。

とて歸業人戶姓に現牛を貸與し、その代價百貫文省を五箇年の年賦償還としており、同書・食貨三營田雜錄・隆興元年二月十八日の條の馮方の言に引く紹興三十一年十二月の赦書中に

委浙江常平司官。于本路支撥常平錢收買耕牛農具。交付淮南常平司。給借人戶耕種。免納租課。候及三年分限送納價錢。

とあつて現牛貸與後三年を経てから年賦償還せしめてゐる等は一般農民の年賦償還の例であり、同書・食貨^二營田雜錄・紹興六年九月二十一日の條に

都督行府言。諸路州縣。將寄養牛。權那一半。許闕牛人戶租賃。依本處鄉原例。合納牛租。以十分爲率。量減二分。とあるは一般農民の牛租納付の例である。牛租納入の例は後文に多數引用するので右の一例に止めておく。

官莊・營田等の小作人の官牛借用は殆んど現牛に限られて居たこと、先述の如くであるが、その代償は又殆んど牛租の支拂例のみが傳へられ、年賦償還の例は見出し難い。宋會要・食貨^二營田雜錄・紹興五年四月二十一日の條の臣僚の言に
其營田。許募民間情願種者。官爲給借種糧。每一耕牛納課一十石。納課稍輕。云云。

とあり、同書・食貨^三營田雜錄・紹興二十二年十一月十八日の條の南郊赦に

勘會。租佃營田并寄養諸色官牛。每歲兩料收納課子。云云。

とある等は營田・官莊の小作人が官牛を借り、牛租を納めてゐた例である。牛課・課子は、此の場合、共に牛租のことである。官田小作人の牛租に就いても後文に多數例を示すので、此所では各一例をあげるに止めておく。小作人の年賦償還はその例を見出し難いこと先述の如くで、此のことからそれが絶無であつたとの斷定を下すことは許されないにしても、餘り行はれなかつたことだけは誤りないであらう。

以上を要するに、宋代官府の耕牛貸與は官莊・營田等の官田小作人及び一般農民の双方何れに對しても行はれ、又現牛貸與と牛本錢貸與との二方式があつたが、官田小作人への貸與は現牛を以てする場合が殆んどであり、一般農民への貸與は現牛・牛本錢の双方が兩々相並んで貸出されてゐた。又その貸與に對しては年賦償還か牛租支拂かの何れかが要求せられたが、牛本錢の場合は年賦償還、一般農民への現牛貸與の場合は年賦償還か牛租かの何れか一方、官田小作人の場合は殆んど牛租のみを條件としてゐた。即ち牛租を支拂つたのは官田小作人の官牛借用者の殆んどすべてと、一般農民で現牛

を借用したものの中、牛租支拂を條件としてゐた者とであつたのである。

Ⅱ 租牛制の行用

租牛制、即ち耕牛を貸し渡しその牛租をとる貸牛様式は主として官牛に於いて行はれてゐた。尤も宋會要・食貨二營田雜錄・紹興六年九月二十一日の條に

都督行府言。諸路州縣。將寄養牛。權那一半。許鬪牛人戶租賃。依本處卿原例。合納牛租。以十分爲率。量減二分。云云。

とあるに依つて察せられる如く、民間にも行はれ、その牛租に就いても慣行の額が決つてゐたのである。又後述する如く、寺廟宮觀の耕牛にも租牛様式を以て貸與せられてゐたものがあつた。然し民間貸牛の主様式は賃牛で、租牛が主様式となつてゐたのは、やはり官の賃牛であつた。而して官の租牛で牛租を徴してゐたのは官田小作人の殆んど全借牛者と、一般農民中の現牛借用者の一部とであつた。かうした官租牛が國家の農業政策、殊に營田・官莊等に對する興罷の方針如何によつて盛衰行罷の大きな影響を受けたことは云ふ迄もあるまい。そこで宋代官租牛の史料を通覽するに、北宋初期と南宋前半期とにその關係記事が多く、此の二時期に多くの問題を提供してゐたことが察せられる。よつて北宋時代と南宋時代とに分つて官租牛の行罷の迹を探り、併せて民間租牛で比較的史料の殘されてゐる寺廟宮觀の租牛を考説することとする。

(1) 北宋の官租牛

北宋の官租牛に關する記事は殆んど宋初に限られ、且つそれは牛租免除を傳へたのみである。更に尙その牛租の由來を見るに、大抵五代列國の官租牛の名残りである。

先づ舊五代史^{卷一}周書・太祖紀・廣順三年正月の條に

又東南郡邑各有租牛課戶。イコソヘ往因梁太祖渡淮。軍士掠民牛。以千萬計。梁太祖盡給與諸州民。輸租課。自是六十餘載。時移代改。牛租尙在。百姓苦之。至是時特與除放。

とあつて、後梁の太祖が淮南の吳國の民より夥しい耕牛を掠奪して歸り、自國の農民に貸し、その租を徴してゐたと云ふ。所でその牛が斃死して後にも依然その租を徴してゐたと云ふのであるから、その飼養の責任は借り手の農民に在つたこととなり、従つてその貸與は貸渡しの形式、即ち租牛であつたこととなる。淮南は金軍の侵入した南宋の初めこそ、その被害の爲め大いに耕牛の缺乏を來してゐたが、元來は産牛地であつて、北宋時代に於いても常に北支への耕牛供給地となつてゐた。つまり北支は耕牛の自給自足が困難で、淮南より移入し、又蕃牛をも輸入してゐたのであつて、そこに後梁の太祖の掠牛作戰の一大原因があつたものと想はれる。冊府元龜卷六七帝王部・招懷門・廣順二年八月の條に

淮南界俘獲耕牛雜畜。詔送還本處。

とあるに依れば、後周でも淮南牛掠奪戰をやつてゐたことが察せられる。

次に續資治通鑑長編卷四七咸平三年四月己未の條に

利馬氏（楚國主）暴斂。州（潭州）人歲出絹。謂之地稅。及潘美（宋將）定湖南。計屋每間輸絹丈三尺。謂之屋稅。營田戶給牛。歲輸米四斛。牛死猶輸。謂之枯骨稅。

とて營田戶に牛を貸し、毎歲米四斛の租を徴し、牛の斃死後も續いて租をとつてゐたと云ふから、此れも亦貸渡しの租牛である。尙右記事の文面からは此れが楚國の馬氏の創めたものか、宋將潘美が湖南平定の際に初めたものか、判明し難いが、宋會要・食貨七水利・紹興七年三月十九日の條の兩浙路安撫制置大使兼知臨安府呂頤浩の言に

五代時。馬氏名犯據湖南。潭州東二十里。因諸山之泉築堤澗水。號曰龜塘。灌漑公私一萬餘頃。惠民一方。とあるから、やはり楚の馬氏の遺制と見る可きであらう。

次に續資治通鑑長編卷二 太平興國八年八月癸巳の條に

詔。桂州管内。中略。先以官牛給與民。歲取租。牛死而吏猶督其直。云云。

とあるのも、やはり租牛である。桂州は五代列國の一たる南漢の領州で、太平興國八年は宋が南漢を滅して十二年目であるから、此れ亦列國の遺制と見て誤りあるまい。次に宋會要・食貨七 鑄放雜錄・淳化元年八月の條に

詔。興化軍。兩浙僞命日。以官牛賦于民。歲輸租米。牛或死損。則令買償。自今除之。仍以官牛給租牛戶。

とあつて、兩浙でも吳越時代に租牛を行つてゐたことが知られる。又同卷には咸平元年二月の條に

除渠・閩二州祐牛骨稅錢。

とあつて四川方面でも租牛の行はれてゐたことが察せられる。「祐牛骨稅錢」の一句は誤字を含んでゐるらしく、明確には解讀し得ないが、此れが租牛であつたことは上述の潭州の枯骨稅から類推せられる。或は「祐」は「枯」の誤傳ではあるまいか。右は眞宗の初年のことであるが、やはり五代列國の遺制であらう。

次に宋會要・食貨七 商稅雜錄・太平興國六年十月の條に

詔。密州管内官牛百二十六頭。先給於民。歲輸租麥四百二十頭。斛之牛已死而租未免。自今悉除之。

とあるのも明かに租牛である。此れが五代の遺制であるか否かは明かではなく、寧ろ文面からは宋初の貸牛なるかの印象さへ受けるが、太平興國六年は宋の建國から二十二年目に當るので、牛租が免除せられるのが概ね二十年以上を経てゐる例から見て、やはり五代の遺制と解す可きもの様に思はれる。降つて續資治通鑑長編卷七 大中祥符二年六月丁酉の條に

除舒州宿松縣官莊長生牛。

とある長生牛も、後章に證述する如く、此の場合は租牛に外ならず、その一異稱にすぎなかつたのであるから、此れを以て官莊の小作人への租牛貸與の一例と見ることが出来る。大中祥符二年は宋の建國後已に約五十年、天下統一後約三十年

を經てゐるので、果して五代の遺制であるかどうか判らないが、それにしても此の時迄に貸牛以來相當の年數を經てゐたであらうから、五代の風が尾を引いたものと見ることは容されるであらう。

宋初の官租牛に就いて檢索し得た史料は、目下の所、以上の數例にすぎないが、それにしてもこれらの諸史料から次の諸點が導き出される。先づその第一は五代及び列國が共に官租牛を行つてゐたと云ふことである。第二は、此の官租牛が官田の小作人に對して行はれる場合と一般農民に對して行はれる場合、即ち官が地主として行ふ場合と國家として行ふ場合との二つあつたと云ふことである。上掲潭州・舒州のものは前者の例、梁の太祖・桂州・興化軍・渠閩兩州・密州のものは後者の例である。そしてそれは宋代の官租牛と全く同様であるから、宋代の官租牛は己に五代、延いては恐らく唐代に行はれてゐた所を反覆したにすぎないものと見ることが出来る。第三は此の官租牛の牛租は耕牛の死後も引續いて徵收せられ、久しきは六十年にも及ぶ弊害を伴つてゐたこと、宋初の官租牛に關する所傳は専らその除放記事のみであると云ふことである。同じ弊害はやがて南宋の官田にも顯著に著れるのであるが、北宋の初めには専心此れが除放にとめてゐるのである。尤もその除放の先例は五代最後の王朝たる後周が開いてゐる。

租牛の斃死に就いて借り手が責任を負はされ、死後もその租をとられたのは、租牛が耕牛の貸し渡してその飼養の責めは一に借り手に在つたからで、斃死が飼養上の不注意から起つたものであればそれも首肯出来ないことではないが、平均十五年程度と云はれる耕牛の壽命を無視して三十年或は六十年を經た後ち迺租をとるのは全く不合理である。然も現實には此の弊害が一般化し、官租牛のみならず、後述する如く、寺廟の租牛にも伴生してゐる。五代では各國共に富國策、特に國家財收の増大策として官租牛が盛んに行はれ、それに伴つて斃死後徵租の弊害も盛んであつたのを、宋は建國統一の事業が新むに連れて逐次廢省整理して行つたのであらう。冊府元龜^{卷九}帝王部・赦宥門・後唐・長興元年二月乙卯の條に

諸州府營田・戶部院應欠租課・房店利潤・逃移人戶・死損牛畜^中。並與蠲除。

とて死損牛畜の蠲除を許した詔が見える。此の句を只一見しただけでは何の意味か判らないが、牛租に關する上述の通弊を知り、更に上文に營田とあるを參照すれば、此れが官田小作人に對する租牛の死損せる者に對する牛租の免除であることは容易に察せられよう。即ち五代でも治績を以て知られた後唐の明宗の時には死損牛の徵租の不合理を認め、此れを免除する詔が出されてゐたのである。然しかうした免除の命令も實際には殆んど行はれなかつたのであつて、そのことは後唐の前の王朝たる後梁の牛租が、官田小作人への租牛ではなかつたにしても、此の時廢せられることなく後周の世に及んでゐる事實から推察せられる。蓋し五代列國の世は苛斂誅求の軍閥政治が行はれてゐたからで、かくて有ち越された死損牛の牛租が宋初太平の文治政治の餘澤で取除かれて行つたのである。

北宋百五十年を通じて、官租牛の史料は、管見の限り、宋初の既掲數個に限られ、且つそれらは悉く五代の遺弊取除きに關するもののみで、その後租牛或は牛租に關する史料は未だ見出せない。租牛に限らず、官の農民への貸牛自體が、牛本錢の貸與史料は見出し得るも、現牛そのものの貸與記事は見出し難いこと、先に一言した如くである。北宋時代は天下泰平の餘澤によつて農産・牛畜共に豊富潤澤でその流通も圓滑に行はれ、官田興置・現牛貸與の必要はなく、救貧興農の爲めには一般貧農への牛本錢の貸與を以て略々その目的を達し得たので、死損牛租續徵の弊を伴ふ租牛制をつとめてさけ、年賦償還を條件とする牛本錢貸與の方針をつとめてゐたのであらう。つまり北宋自身は殆んど租牛を行はず、寧ろ宋初に於いて五代官租牛の遺弊を整理することにつとめたのである。

(2) 南宋の官租牛

北宋時代には前代の弊害に鑑みてつとめて迴避してゐた官租牛も、南宋時代に入ると情勢の激變から再び盛用せざるを得なくなつた。殊に南宋の初めには金軍の侵入・盜匪の横行等によつて沿邊地帯の農民は流亡し田畑は荒れて農産頓に激減し、秩序紊れて物資の流通亦圓滑を缺き、糧食の増産が絶對焦眉の急となつた爲め、營田・官莊の興置は勿論、一般農

民の生産獎勵が重要な國策として取上げられ、ここに官の現牛貸與が盛んとなつたこと、先に論述した如くであるが、此の現牛貸與の止むを得ぬ盛行はその貸與様式として租牛を再び盛んならしめ、延いては耕牛斃死後牛租續徴の弊害をも再發せしめた。以下、此の様な南宋前半期の官租牛に就いて具體的に考説する。

南宋の官租牛は官田小作人と一般農民との双方何れに對しても行はれてゐた。宋會要・食貨^{三六}營田雜錄・紹興六年九月二十一日の條に

都督行府言。諸路州縣。將寄養牛。權那一半。許闕牛人戶租賃。依本處鄉原例。合納牛租。以十分爲率。量減二分。除一半寄養牛具準備節次增置官莊使用。所貸牛具田土不致荒閑。詔依。仍逐旋租賃過牛。並添給與官莊牛及見在牛數以聞。

とあり、同十月二十日の條に

都督行府言。提舉營田諸路州縣。將寄養牛租賃闕牛人戶。以二年爲約束。未滿五年。不得輒取。從之。

とあつて官の寄養牛（後述）の一半を一般農民の闕牛戸に、他の一半を官莊の小作人に貸し、租賃を徴したことが見えるが、その貸與期間は初め二年を以て約束し、翌年には五年以上と改めてゐるから、此れは明かに官租牛で、右記事により官租牛が一般農民と官田小作人との双方に對して行はれてゐたことを確めることが出来る。然し乍ら南宋の文獻に出て來る官租牛關係の記事は殆んど大部分が官田小作人關係のもので、一般農民關係のものは極めて少い。即ち官租牛は官田小作人との間に最も多く行はれ、從つて問題もここに多かつたことが察せられるのである。宋會要・食貨^{三六}營田雜錄・紹興五年四月二十一日の條に

臣僚言。荆南鎮撫司百姓自有耕牛者。除輸納賦稅外。不得抑勒耕種營田。其營田許募民間情願種者。官爲給借種粮。每一耕牛。納課一十石。納課稍輕。云云。

宋代の租牛に就いて

とあり、同書・食貨^九賦稅雜錄・紹興六年五月十六日の條に

殿中御史周秘書。淮南田土。除諸佃依已立定課子輸納。屯田合官私主分外。其餘並不得依前收撮課子。如舊例牛租之類。亦令一切禁止。

とある等によれば官田の租牛は已に紹興五六年の頃に行はれてゐたことが知られる。紹興五六年頃は南宋の營田・官莊が正に本格的な設置に入りつつあつた時代であるから、官租牛は營田、官莊の設置と共にその小作人に行はれたわけである。

南宋が穀産獎勵の爲めに行つた耕牛貸與には現牛貸與と本錢貸與とがあり、前者は官田小作人と一般農民の一部とに對し、後者は一般農民の一部に對してのみ行はれたこと、貸與の支拂としては年賦償還と牛租徴收とがあり、前者は主として一般農民の現牛・本錢兩貸與者に適用せられ、後者は官田小作人と一般農民中の現牛貸與者の一部とに適用せられてゐたこと等は先に説明した如くである。即ち牛租を收める租牛の對象となつてゐたのは官田小作人と、一般農民中の現牛貸與者の一部とであつたのである。一般農民の借牛者は自作又は自小作人が多かつたと思はれる。民間の純小作人はその必要牛力を彼等の地主から賃牛してゐたのであるから、敢て官より借牛しなければならなかつたわけでは無く、官も亦民間純小作人のことは出来るだけその地主に面倒を見させる方針をとつてゐたのであるから、牛價回收の見込み少い彼等小作人にその地主をさしおいて耕牛貸與の世話をしたとは考へ難い。民間小作人たる客戶は國家に對して殆んど納税しなかつたので、その救済も直接國家の歳入に關係しなかつたが、自作農は主戸として税を負擔し、税戸とも呼ばれてゐたのであるから、その流亡は直ちに稅收に影響し、此れを防ぐ爲めには國家の救済振勵が必要であつた。かうした事情から推して借牛の一般農民は自作又は自小作人が大部分であつたと推測せられる。従つて官牛借用の彼等自作農又は自小作農は、それによつて擴張し、又は手入れを良くするを得た耕地からの増收の一部を以て牛價の年賦償還に充て得る可能性があつた

のである。所が小作人の場合は、たとへ耕牛の借用によつて增收を得ても、自作農に比べ、收穫の半分前後を小作料に充てねばならぬと云ふ重い負擔があり、それだけに牛價の年賦償還をなし得る可能性が極めて乏しかつた。此れが年賦償還が一般農民への貸與に就いてのみ行はれてゐた所以と思はれる。而して營田・官莊に召募せられる小作人は棟退軍人や流民出身で、全く赤貧の純小作人であつたのであるから、初めから舍屋・種子・糧食・什器・農具・錢等と共に耕牛をも貸してやらねばならず、然も牛價の年賦償還等は到底望めないことであつた。ここに官田小作人への租牛が官田興置と共に初まり、且つ年賦償還のこと無く、徵租一本であつた所以があると解せられる。南宋官田の租牛は官田興置の紹興五六年頃より孝宗の乾道初年頃迄約三十年にわたつて廟廷の大問題とせられた。そして常にその問題の中心となつたのは牛租であつた。そこで南宋の初めに採用せられた官租牛の盛行の狀に就いては牛租を中心として後文に更めて論述することとする。

⑧ 寺廟宮觀の租牛

租牛が民間にも行はれたことは充分推想出来るし、又紹興六年九月二十一日の詔に官租牛をその地の郷例に依るとあるによつて確められるが、その具體的な史例に至つてはそれが民間のことであつただけに頗る見出し難く、目下の所、寺廟宮觀に二三の例を認め得るにすぎない。續資治通鑑長編卷六景徳二年六月壬午の條に

監察御史崔憲言。前知廣徳軍。有洞山廟。素號靈應。遠近之民。多以耕牛爲獻。自僞命已來。聽鄉民租賃。每一牛歲輸絹一匹。供本廟費。

とあり、同書卷九天禧二年五月壬申の條に

廣徳軍言。管内洞山廟。承前民施牛二百頭。並蹴與民戶。每歲一牛。輸絹一匹。或經三十年。牛斃而猶納絹。欲望。歷十五年已上者。並除之。詔可。

とあつて祠山廟が民より受けた喜謝の牛を貸し、絹一匹の貸賃をとつてゐたこと、その斃死の責めは借り手が負つてゐたこと等を傳へてゐる。明かに租牛である。又宋史卷七十五食貨志・布帛・淳熙八年の條の兩淮漕臣吳瑄、帥臣趙子顏等が詔に應答した奏言に

上。又如賃牛物力。以其有資民用。不忍科配。

とて民間の賃牛を科配の對象とす可からざることを論じた一節があり、此れを容れた政府は

於是紹興府漕官田園・諸寺觀延祥莊并租牛・耕牛。合蠲和買。並於省額除之。

とて寺廟宮觀の租牛・耕牛を和買賦課の對象から取除いてゐる。此所に云ふ租牛と賃牛とは殆んど同義に用ひられ、本稿に云ふ租牛・賃牛とは必ずしもその語義・用法を一にしないこと、先章に考證した如くであるが、上述の祠山廟の例と照し合はせて本稿に云ふ租牛を含んでゐることは殆んど疑ひあるまい。即ち寺廟宮觀の租牛は兩宋を通じて行はれてゐたことが窺はれるのである。寺廟宮觀の經濟的基礎はやはり第一に大土地所有に在り、一般豪民と變り無かつた。従つてその租牛を通じて豪民地主の租牛制行用を察するを得、郷例の存して居た所以も理解せられるのである。尙寺廟宮觀の租牛に就いては次章の長生牛の條に詳論するので、此所では以上に止めておく。

(4) 塩亭戸の租牛

租牛は政府と塩亭戸との間にも行はれてゐた。塩亭戸とは專賣品たる塩の製造業者で、塩田の整耕に牛を必要としてゐたものである。製塩と農業とは全く別個の産業で、農業農民史の立場から耕牛を扱はんとする本稿にとつては一應論題外において差支へないものではあるが、農牛租賃の參考となる問題でもあるので、簡略に此れを概観しておく。

宋會要・食貨本二塩法雜錄・紹興三年正月三十日の條に

歸復亭戸。每戶上等支錢四十貫文。中等錢三十五貫。下等錢三十貫文。生添竈座支修竈錢五十貫文。先次給牛四

頭。如遇陰雨或冬寒。本司支散錢米接濟。云云。

とあつて金軍侵入の災厄から立直らんとする亭戸に對し、その復興資金と共に毎戸四頭の牛を貸したことが見える。同卷・紹興十三年六月の條の臣僚の言に、亭戸の生活困難が所謂七色借貸に在ることを述べ

所稱七色借貸、乞減名數等事緣。亭戸依法。遇闕食或闕耕牛・柴本・動使之類。聽將塩本錢借支應副。云云。

とて食糧・耕牛・柴本（燃料）動使（機械器具）等がその借貸の主なものであつたことを指摘してゐる。即ち塩亭戸の中の多くのものが耕牛を自ら有たず、他より借牛するか、又は本錢を借用してゐたことを知る。而して此れは必ずしも金軍侵入直後の南宋の初めに限られてゐた現象ではなく、有宋一代を通じてのことであつた。宋會要・食貨_三塩法雜錄・天聖元年六月十四日の條に見える左の記事は塩亭戸の借牛が北宋以來のことであつたことを示す。

三司塩鐵判官獻卿言。奉詔。與制置茶塩司同規畫淮南通・泰・楚州塩場利害。一。諸處塩場亭戸。寔無牛具者。許令買置。召三人已上作保。赴都塩倉監官處。印驗收入簿帳給與爲主。依例克納塩貨。不得耕犁私田。借貸與人。眞州權務每年入中耕牛二千頭。分給遂州亭戸犂塩。各有元定等第價例及添饒錢數。支與客人騰茶。先準建隆中敕。每頭減放一半價錢。更於每頭上減錢一千外。餘錢每一千。只納平塩二石。至咸平二年敕。每一千柙納塩二石。大中祥符八年。制置發運使李溥摩劃估計耕牛價錢。依丁額等塩例。每一貫納六石。自添起塩數。亭戸填納不易。多欠牛塩。云云。

頗る長文であるが、その言ふ所の要旨は左の如くである。

- (イ) 塩亭戸の牛具無きものは三人已上の保證人あれば官より貸給し、その租として塩を納めしめる。
- (ロ) 商人をして眞州の權貨務に牛二千頭を納めしめ、その代價は茶で支拂ひ、此の牛を塩亭戸に貸給する。
- (ハ) 牛租は牛價の半額より更に一貫を控除した残りの錢額を基準とし（例へば牛價二十貫ならば九貫）、每一貫に就き

建隆（宋建國の際の年號）及び咸平の定めでは塩二石であつたのが、大中祥符八年以後は増して六石とした爲め（牛價二十貫とすれば、建隆の定めでは合計十八石、祥符の定めでは五十四石）、塩亭戸は納塩困難となり牛塩を闕く者が多くなつた。

此の記事によつて塩亭戸の官牛借用が宋初より引續いてゐたことを知る。然も塩亭戸の役牛使用は農業に於ける使用の如く農繁・農閑期の甚しい差異が無く、年間を通じて塩田均整に終始使用してゐた筈であるから、その借用は貸渡しの租牛様式と見なければならぬ。その牛租としての製塩納入に色々の恩典を興へてゐるのは、塩專賣の收利が國家財政の最大の支柱となつてゐた爲め亭戸を保護してその増産につとめなければならなかつたからである。塩田に於ける租牛關係の史料は未だ充分蒐集してゐないので、此れ以上詳しく論ずることは今の所不可能であるが、製塩業に於ける生産力と生産關係とは興味深い多くの問題が含まれてゐる様に思はれる。

Ⅲ 牛 租

租牛の賃料として徵納するものを一般に牛租と呼んでゐた。宋會要・食貨^六蠲放・紹興二十七年三月二十四日の條に略^上。經今二十餘年。官牛節次倒死。所有租課依舊催理。乞將諸州舊欠并以後年分牛租斛斗。並行除放。

とあり、同書・食貨^三營田雜錄・紹興二十五年八月十四日の條に

詔。都督府所置官莊并牛租。可日下放免。今後不得起理。

とあり、同書・食貨^九賦稅雜錄・紹興六年五月十六日の殿中侍御史周秘の言中に

如舊例牛租之類。亦令一切禁止。云云。

とあり、同書・食貨^六三屯田雜錄・隆興二年七月二十八日の知復州張沂の言中に

今以所給牛租一千七百斛之穀。仰視國計之大。如太山之一芝。云云。

とある等は牛租の若干用例である。尙同様の例は多く、此れが最も一般的な用語であつたことを窺ひ得る。但し時には課・課子等とも呼ばれてゐた。同卷・紹興五年四月二十一日の條に

其營田。許募民間情願種者。官爲給借種糧。每一耕牛。納課一十石。云云。

とあるは課の用例である。又先にあげた舊五代史の租牛課戸の課も同用例と見ることが出来る。次に此の牛租の徵納の仕方について考察して見る。

牛租はその田より擧る穀物を以て徵納するのが最も一般的であつた。宋會要・食貨^六屯田雜錄・紹興三年四月四日の江南東西路宣撫使韓世忠の言に

如情願將地段權與官中合種。所用人戶牛具・種糧並從官給。候收成日。據地段頃畝。先次依本色供納二稅及除轄牛具種糧。其餘據見在斛斛量給地主外。盡給種田人。

とあるはそのことを示す一例である。尙右の文意は、農民が官より牛具・種糧を借りて民間地主の田を耕作した場合、その收穫は先づ兩稅と官が貸した種糧及び牛具（の牛租）とを引去り、その残りから若干の地主への小作料を拂ひ、その餘は全部耕作者の收入とするとの意味である。その額高に就いては定額制と歩合制とがあつた。續資治通鑑長編^{卷四}咸平三年四月乙未の條に楚の馬氏が潭州の營田で小作人より徵した牛租の額を

營田戶給牛。歲輸米四斛。

とて牛租米四石と傳へてゐる。楚の量制は筆者の知り得ない所であるが、假に唐制を用ひてゐたものとすれば、宋の量制に直して（唐の一石は我が四斗餘、宋の一石は三斗二升餘として）約五石となる。次に宋會要・食貨^二營田雜錄・紹興五年四月二十一日の條の臣僚の言に、荊南鎮撫司の營田戸に關して

每一耕牛納課一十石。納課稍輕。云云。

とて課（牛租）一十石とある。此れは稻穀イネセキであるから、稻米に直して五石となる。筆者の檢索し得た北宋・南宋の牛租額に關する各一例が共に五石となつてゐるのは、或は偶然の一致かも知れないが、それにしても此れが稻作地帯に於ける基準的な租額で、郷例も或は此の程度であつたのではあるまいか。尤も南宋では此れを「稻々輕し」と云つてゐるので、郷例は此れより更に重かつたのかも知れない。

次に宋會要・食貨七商稅雜錄・太平興國六年十月の詔に依れば、密州の官租牛百二十六頭の牛租額は租麥四百二十石であつたと云ふから一頭の牛租麥は三石三斗三升餘となり、その負擔は更に低少となる。因みに麥とは小麥である。尙後周の廣順三年正月に免除した牛租額は五代會要卷一戶部の項に

諸處營田及係賜人戶所納租牛課利。其牛每頭具上率納苗課。逐年都納秋夏料斗二萬一千餘石。云云。

とある如く二萬餘石に達してゐるから、その貸牛頭數は恐らく四五千頭にも達してゐたのであらう。塩田の牛租は塩で納めてゐたこと、前述の如くである。して見ると、牛租の支拂ひはその耕牛を使用して生産せられる物を以て行はれる場合が多かつたと推斷して誤りあるまい。

次に續資治通鑑長編卷九天禧二年五月壬申の條に祠山廟の貸牛に就いて

每歲一牛。輸絹一匹。

とある。絹で徴したのは廟の特殊事情によつたのであらう。註當時の絹價は一匹約千文、米は一石約五百文であるから、大體米二石程度に當り、稻米産地に於ける官の牛租に比して二分一にも及ばぬ低額である。此れは寺廟の施牛であるから特に安かつたのであらう。

歩合制の牛租に就いては宋會要・食貨三營田雜錄・紹興十八年八月二十五日の條の知郢州趙叔彥の言に

略。並依百姓體例。以五頃爲一莊。官給牛五具並種糧等。其所收物料。以十分爲率。四分給力耕之人。六分官收。

とあるのが注意せられる。南宋の官田は四公六民か、多くも五公五民の割合で小作料を徴してゐるにすぎないのに、右の場合だけ六公四民となつてゐるのは牛租が加へられてゐるのではないかとの推測が抱かれる。果して然らば此の場合の牛租は收穫の十分一となる。又同卷・紹興二十五年十二月十三日の條の戸部の言に

都督府所置官莊。召客戶共種。官給牛具。所收課子。官中與客戶中半均分。近降詔旨。都督府官并有牛租。可日下放免。今後不得起理。云云。

とあつて官と官莊小作人との折半均分、即ち五公五民の小作料の中に牛租が含まれてゐたとある。恐らく此れは四公六民の純小作料に一割の牛租を加へて五公五民としたのであらう。同様に先の六公四民も一割の牛租が入つてゐるのであらう。洪遇の容齋隨筆^{卷四}牛米の條に

燕窠容糶。以牛假貧民。便佃苑中。稅其十之八。自有牛者。稅其七。參軍封裕諫以爲。魏晉之世。假官田牛者。不過其什六。自有牛者。中分取之。云云。

とあるに依れば收穫の十分一を賃料とする官の賃牛は魏晉の昔より行はれてゐたのである。但しそれが賃牛制であつたか、租牛制であつたか、右記事の内容のみからは判別出来ない。然し後述する如く、官牛は租牛制によるを便とし、従つて實際に此れが多く行はれてゐたのであるから、恐らく租牛制であつたのであらう。南宋時代の稻田畝收は下田二石、中田三石、上田四石と云ふのが大體の基準で、邊境興置の官莊・營田は大體下田並に扱はれてゐた様であるから、一頃を略々耕作の限度とする當時の小作農民が官田を耕作して納める牛租は大約二十石となる。先に定額牛租十石を稍々輕しと論じた意見を紹介したが、一頃耕作の分率牛租に比すれば約半額程度であつたのである。但し當時の官莊・營田は勿論、民間の小作でも果してすべての農民が此の限度一杯に耕作してゐたか否かは疑はしく、八十畝七十畝或は六十畝の例もあるので、さうした場合は牛租もそれ丈減少するが、然しそれにしても定額十石は確に歩合制に比して輕い。

以上、依據の史例は少いが、牛租には定額の場合と收穫を基礎とするその十分一制とがあり、定額の場合は稻穀十石、絹一匹等の例が残されてゐるのである。官租牛には官田の小作への貸牛と一般農民への貸牛とがあつたこと、先述の如くである。寺觀宮廟の租牛も同様であつたであらう。十分一制に依る租牛は當然此の小作人への貸牛に於いて採用せられた方法と思はれる。定額制は双方に對して行はれたものであらう。先掲の史料は、その總數が少いけれども、とにかく一應此の推定にあてはまつてゐる。祠山廟の耕牛は寄進によつて得たもので數百頭に達してゐた。莊園はその割合に増加してゐなかつた筈であるから、その租牛は殆んど小作人外の農戸に貸し出されてゐたものと見る可きである。又馬氏の潭州の營田戸への貸牛は定額制となつてゐる。定額制と歩合制とは總じて定額制が一般的に廣く行はれてゐた様であり、定額制を主とする租牛の牛租は賃牛の牛賃よりも遙かに低い。それにはそれとしての理由があつた筈であり、恐らく農閑期も借り手が飼養しなければならなかつたことがその主因であらうと思はれる。然し牛租が深刻な問題となつたのはその額よりも斃牛の牛租續徴である。

斃牛の牛租續徴は五代列國にその顯著な弊害を見、又祠山廟でも問題となつてゐる。蓋し此の弊害は租牛に避け難いものであつたのである。宋は天下一統後、前弊を取除きつつ、再び此れを繰返へさざる様租牛を行はなかつた。然るに南宋に入り絶對的な要請から租牛を再開すると忽ち此の弊害を來し、租牛に關する史料は正に此の弊害の論議に集中してゐるかの觀がある。南宋の租牛の盛行を窺知し得るのも此の論議の史料を通じてである。

宋會要・食貨^三 營田雜錄・紹興十年九月十日の明堂赦に

勸會・諸路州縣營田・官莊所給耕牛。若實緣病患倒死。官司勒令陪還元價。仰領取詣實除放施行。今後常切覺察。如依前違戾。按劾以聞。

とあり、同十三年十一月八日の南郊赦にも

勘會。諸路州縣營田・官莊所給耕牛。若實緣病患倒死。累有約束。止令將內臟等出賣價錢椿管。不得抑令佃戶賠償。訪聞。官司間。有勒令陪還去處。事屬違戾。仰提領官取見詣實除放施行。今後常切覺察。如依然違戾按劾以聞。

とあるに依れば、南宋では斃牛の租牛は賠償を取り、只不可抗力の病死の場合にのみ此れを免除することとしてゐたのである。免除の規定は不當の牛租續徴の弊を防がんとしたものであらう。然し實際は病死に對しても監督官が賠償を取つてゐること、右兩文に明記してゐる所である。蓋し官吏の不正の外に、病死を免除すれば故意に殺して病死と偽る姦惡農民の取締りが困難となることにも因つたのであらう。その死因の如何に拘らず、斃死の賠償が取立てられてゐたとすれば、さうした巨額の一時支出の能力を缺く小作人は此れを隱蔽しておく外ない。隱蔽しておれば牛租は續徴せられる。かくて租牛して後ち年月を経るに連れ耕牛は逐次老衰死損して牛租の負擔だけ残ることとなる。會要・食貨^三 營田雜錄紹興二十九年二月二十七日の條の知蘄州宋曉の兩淮營田の弊に就いて論じた上言の一節に

牛十(年)之後則不堪耕。今給於民者二十有三載矣。一牛之斃則償於官。況連歲牛疫而不免輸租。牧牛之家連亡矣。とて耕牛の壽命は十年であるが、兩淮では官牛貸與後二十三年經つてもその租を徴してゐた爲め、牧牛の家は連亡して行つたとある。租牛の家を牧牛の家と云つてゐるのは、租牛の責めが借り手に在つた適證である。又此の記事により紹興二十九年より二十三年を逆算した紹興六七年、即ち官莊・營田興置と同時に租牛が初められてゐたことを知る。宋會要・食貨^三 營田雜錄・紹興二十五年八月十四日の詔に

都督府所置官莊并牛租。可日下放免。今後不得起理。

とて官莊の牛租を免ぜしめてゐるのは、それが此の頃には已に租牛の死損によつて事實上一方的な賦税と化してゐた爲めであらう。但し續いて十一月十九日の條に

赦文。都督府官莊并牛租。近降指揮。日下放免。尙慮州縣守令。別作名色。依舊抑勒人戶送納。失朝廷寬恤本意。云

云。

とあり、同十二月十三日の條の戸部の言にも此れと同趣旨のことが見え、牛租放免の折角の趣旨も州縣官の不正によつて實行せられなかつたことを論じてゐる。營田に於ける牛租の弊に就いても、既に此れより先、その調養が命ぜられてゐた。同書・同卷・紹興二十二年十一月十八日の南郊赦文に

勘會。租佃營田并寄養諸色官牛。每歲兩料收納課子。其間有災傷田・元租官牛倒死。官司勒令陪填。往々並不與除放。及老弱牛隻不堪耕使。抑令依舊虛納租課。甚爲民害。仰諸路漕司及提領營田體究。特與除放。老弱不堪牛隻並行拘收出賣。其堪使耕牛。亦仰相度可與不可出賣。務從民便具利害以聞。

とあるのがそれで、文面は立派な不法牛租の免除である。勿論、此れも亦實際には奉行せられなかつたことと思はれる。尙右の寄養牛とは、後文に論述する如く、元來は官牛を民家にあづけ養はしめてゐたものであるが、此の場合は事實上の租牛と化してゐたもので、一般農民の牛租も併せて免除せんとしたことが知られるのである。

高宗の末年に至ると、それ迄中央の免除命令を奉行しなかつた地方官が却つて續徵牛租の免除をやかましく論請することとなつた。宋會要・食貨^{三六}鬪放・紹興二十七年三月二十四日の條の成都・潼川府・夔州・利州路安撫制置使司兼知成都軍府專肅振等の奏に

階階之成・西・和・鳳翔等州屬縣人戶。各有舊宣撫司并陝西運使自紹興五年營田每年夏秋兩租課。經今二十餘年。官牛節次倒死。所有租課。依舊催理。乞將諸州應欠并以後年分牛租斛斗。並行除放。

とあり、同書・食貨^三營田雜錄・紹興二十九年二月二十七日の條の知蘄州宋曉の言に己掲の如き論請があり、同卷・隆興二年七月二十八日の條の知復州張沂の言に

本州景陵縣管下。舊營田・官莊。自紹興六七年間。宣撫司營置。今三十年矣。名存而實亡。歲久而害深。當時耕牛歷

年既多。十無七八。歲課之租盡成科。中。今以所給牛租一千七百斛之數。仰視國計之大。如太山之一芝。而一郡之民。歲受其弊。

とある等はその例である。此れら三例を總合する時、營田の租牛が淮南・四川の宋金國境地帯に廣く普及して居たこと、それは多く紹興五・六・七年の間における營田興置と時を同じうして初められたものであること、それらの牛租が耕牛の死損後も悉く續徴せられ租稅化（成科）してゐたこと等を知ることが出来る。從來中央の命にも拘らず死損牛の牛租免除が容易に實行せられなかつたのは、官吏の不正もあるが、それよりも實は中央政府の財政が逼迫して、免除の命は出し乍ら、免除し得る様牛租収入の豫定額を收支の上から減免しなかつた爲めと思はれる。高宗時代の優民の詔はすべてさうしたものであつたのである。それが高宗末年には國礎固まり財制も漸く確立したので、金帝亮の南下軍を撃退した勢に乗じ漸次實質的に免除し得る處置を講じたので、地方官も争つてその實行を自ら論請するに至つたのであらう。南宋官租牛の問題は此の高宗末年の實際免除を以てその頂點とし、爾後再び大問題となつた形迹は文獻に徴せられない。

VI 租牛制と官・小作人の經濟

牛租には歩合制と定額制とがあり、此の中、前者はさほど用ひられず、専ら後者が官民に盛用せられてゐた。此の定額制牛租は稻作地帯で一年に米五石（粃十石）、畑作地帯では更に低く小麦四石足らずと云ふのが大體の基準であつたと解せられる。此の中、稻作地帯を中心にして考へるに、稻米五石は日本の量にして一石六斗程である。此れが貸牛者たる官の収入であり、借牛者たる農民側の負擔であつた。此の収入・負擔を生ずる租牛が双方の經濟に取つて如何なる意義を有してゐたかを考へて見る。

一耕牛の耕作面積を一頃と假定した場合、賃牛が持主に齎す収入は中田で三十石、下田で二十石であるから、官租牛の牛租たる粃十石の歳入は一見低収入に見える。然も一牛の一頃耕作は略々確實に可能とせられてゐたのであるから、此の

大差は現實性を有つものであつた。尙その上、賃牛では持主が餘剩牛力を他に回充利用し得た。租牛は貸渡しであるから、餘剩牛力の利用は借主側に在つた。愈々租牛は不利に見えるわけであるが、賃牛と異り、飼養費が不要で、全くの純収入である。此の飼養費を考へた上で兩者を比較しなければならぬが、その依據史料はない。只牛租十石を「稍輕」と論じた時人の言があるのに徴してやはり多少持主側の低収入となつてゐたのではあるまいか。牛租を收穫の十分一とする歩合制の租牛は明かに割高で、ここに此れが宋代では餘り普及しなかつた一因があつたのではないかと思はれる。

牛租を粗十石とし、耕牛の生命を十年又は十五年と見れば、牛租の總収入は百石乃至百五十石、米にして五十石乃至七十五石となる。牛價を米にして二十石乃至三十石とすれば、差引利入二十石乃至五十五石、平均大約四十石となる。勿論、此れは斃牛の處分による収入を度外視してのことである。此の數字をそのまま確實視することはもとより許されないが、租牛が決して貸主たる官に損失を齎すことなく、低率乍らも利收を興へてゐたことだけは充分察せられるであらう。

南宋の初めに於ける營田・官莊の興置は兵糧増産の絶對的要請に促されたものである。官が地主として官莊・營田の小作人を召募する爲めには耕牛を貸與することが亦絶對に必要であつた。かくて建國以來租牛をつとめてさけて來た宋が南宋に入りこれを始めるに至つた次第であるが、糧穀増産の必要が絶對的であつたことを思へば、耕牛の貸與も多少の利收・損失に拘らず必ず行はなければならなかつたことは自ら明かである。とすれば低率乍らも利入を齎す租牛を官が採用した所以は充分理解せられる。但し更に利收をあげ得る賃牛を何故採用しなかつたかと云ふことが問題となるが、それはそれとしての事情があつたので、その點に就いては後文に更めて論述する。つまり官としては租牛の利入もさること乍ら、それよりも小作人を召募して急ぎ營田・官莊を興置し糧穀の増産を促進することが先決問題で、耕牛貸與を不可缺の緊急事としてゐたのである。

租牛の借り手たる農民の負擔十石は、假に彼等が一頃を耕し、下田なみの毎畝二石、計二百石の収入をあげてゐたとす

れば、その四割八十石を小作料に出した残り百二十石の十二分一であり、毎畝に割つて一斗、従つて米にして五升、我が日本の一升六合程度である。勿論、牛の飼養費が要つた。飼料は草（藁草・荻草・芟草・白草）と大麥とであつた。大麥は二毛作によつて收穫してゐた。南宋時代には稻麥二毛作が已に行はれてゐたのである。只本稿では論旨の複雑化をさけて此れを考慮外において來たにすぎない。さうした自家生産の飼料で養つて行けば、耕牛使用によつて得る増収は牛租を拂つて尙非常な収入増加を齎してゐたであらう。此所に邊境の官田召募に客戸が應じて小作人となつた所以があつたのであらう。但し此所に斃牛の牛租續納が問題となる。

耕牛が斃死すれば飼養費も要らなくなるのであるから、負擔として残るのは十石程度の牛租だけである。此れを下田一頃を小作して得る百石（小作料五割の場合）乃至百二十石（四割の場合）に比すれば約一割程度の負擔である。全收の自作農ならば二百分の十即ち五分程度となる。相當應へる率ではあるが、此れが直ちに連亡の因となる程の高率とは思へない。然も當時の論臣は何れも此れを農民連亡の因としてゐる。彼等一流の誇張の如くに見えるが、尙よく考へるに確に連亡の因となり得た要素が認められる。

即ち耕牛が死ねば耕作能力は激減するが、租牛してゐる貧農に買牛の能力は無く、然も官では尙貸牛してゐるものとして牛租を徴してゐるのであるから、重ねて租牛し、又は牛本錢を借ることは出來ない。かくて牛の斃死と共に牛力の調達に行詰ることとなるが、耕牛のない經營農業は當時成立し難かつたこと、已述の如くであるから、結局連亡の餘儀なきに至るわけである。つまり牛租そのものよりも、斃牛後の牛力調達に窮する所に連亡の問題點があつたのである。

要するに、租牛は貸主側に低率乍らも若干の収益があつた爲め、貸牛を必要とする營田・官莊の興置に着手した官をして租牛制を採用せしめたのであるが、一面又此の収益の低率なるが故に民間地主をして租牛制をさげ貸牛制に走らしめたのである。然らば營田・官莊經營の爲めに貸牛を必要とした官や一部寺院をして、何が故に収益の少い租牛制をとらし

め、民間地主に倣つて賃牛制を採用せしめなかつたのか。此の點が尙問題として残されてゐる。

V 官と寺觀の一部とが租牛制を採用した所以

上來所述の如く租牛制によつて耕牛を貸與してゐたのは官と寺廟宮觀の一部とで、官の貸牛はその小作人に對するものは勿論、一般農民に對するものも殆んど専ら租牛制に依つてゐた。租牛制の外に賃牛制の賃牛様式があり、民間地主の小作人への貸牛は主として此れにより、恰も官と民とで租牛制と賃牛制とに分れてゐた觀を呈してゐる。賃牛は租牛に比し貸主の收益多く、そこに民間地主の此の様式を重んじた所以があつたと解せられるのであるが、官と雖も好んで收益の薄きを欲した筈はないにも拘らず、敢て租牛制に依つてゐるのは何故か。官なるが故に、一般地主と異り愛民の精神を重んじたと見るは輕卒であらう。租牛を行つた南宋初期は勿論、五代列國の場合でも、その財政は頗る逼迫しており、さればこそ、その一助としての官田興置が行はれ、それに伴つて租牛も廣く採用せられたのである。利收の少い租牛制の採用を單純に愛民精神の發露と片附けるならば、斃死牛租の續徴は絶対に説明出來なくなる。然らば租牛制採用の主たる所以は何であつたか。思ふに、その第一は牧牛能力の問題であつたと解せられる。

民間で賃牛を行ふ程の者は大抵豪民地主で、已述の如く施設や僮僕を擁して牧牛に事缺かぬ能力を有してゐた。所が官は事實上さうした能力を有しなかつたのである。國防上に絶対不可缺の軍馬に就いてさへも、牧馬機關としての馬監や馬坊を備へ大いに馬政に力を入れては居たが、成績概ね振はず、收支償はざるのみか、動々もすれば馬數の減少を來してゐた。北方よりの輸入を防ぎ自給自足の體制を確立せんとする努力は結局實を結ばず、敢て此れを實現せんとすれば王安石の新法に見る如く民間に寄養せしめる外なかつたのであるが、それさへも擾民の故を以て非難論議のまこととなり、遂に失敗に終つてゐる。蓋し風土の關係と云ふよりも寧ろ官營事業の通弊であつたのである。牛に就いても同様で、官自ら牧養して相當數の耕牛を蓄へておくことは出來なかつたものと想はれる。宋會要・食貨^三營田雜錄・乾道二年正月二十四日の

條に

其部轄官・踏白軍第二十六副將・武經郎侯汝。自到德安府。將屯田官兵。並不存恤。至五年十一月終。逃竄過七十三人。并耕牛亦不如法養餵。致倒死二百五十餘頭。

とて屯田の耕牛が飼養宜しきを得なかつた爲め大量に倒死し、監督の地位に在つた將校が罰せられてゐる。屯田は官兵を以て耕作する田である。此れはたとへ特別甚しいものであつたにしても、多く此れに類した成績の不良が官牧の通例であつたのであらう。果して然らば、官が自ら蓄牛して隨時農民に賃貸しする賃牛制をとることは、たとへ一見有利に思はれる制度であるにしても、牧牛の面で損失を招き、事實上有利な運営は出来なかつたであらう。官の牧牛能力の缺除を證示するのは寄養牛の問題である。

已述の如く、南宋の紹興五・六・七年の頃は盛んに官莊・營田・屯田等を淮南等の沿邊地帯に興置した時代であるが、その爲め此の時代には産牛地に就いて官が盛んに耕牛を買上げてゐる。宋會要・食貨二營田雜錄・紹興五年閏二月二十八日の條に淮東の屯田用として浙東、福建より耕牛二千頭を買上げたこと見え、同年十一月二十八日の條に荆南の營田用として同地方に於いて黃水牛一千七百餘頭を買上げたこと見え、翌六年四月十五日の條及び同書・食貨三營田雜錄・同年十月十一日の條に漳州にて耕牛を買上げたこと見え、尙類例の散見してゐるのは、此の買上げ盛行を示す史料である。買上げた牛は綱を組んで北送してゐるが、官莊・營田・屯田の進捗と買牛の進行とは必ずしもすべてが時間的に調合せず、買集めた耕牛を相當期間牧養しておかなければならぬ必要を生じた。さうした場合の牧養法として取られたのが寄養牛である。寄はあづけるの意味で、民間の農戸にあづけて養はしめたのである。會要・食貨二營田雜錄・紹興六年九月二十一日の條に

都督行府言。諸路州縣。將寄養牛。權那一牛。許闕牛人戶租賃。依本處鄉原例。合納牛租。以十分爲率。量減二分。

宋代の租牛に就いて

除一半寄養牛具準備節次増置官莊使用。所賃牛具田土不致荒閑。詔依。仍逐旋具租賃過牛。并添給與官莊及見在牛數以聞。

とあつて逐次増置豫定の官莊に使用する爲め耕牛を寄養せしめてゐたこと、その半數を民間の一般闕牛農戸に租賃せしめたこと等が見え、續いて十月二十日の條に

都督行府言。提學營田・諸路州縣。將寄食牛租賃闕牛人戸。以二年爲約。未滿五年不得輒取。從之。

とてこの寄養牛を租賃した場合、二年の契約期間であつたのを五年以上に更めたこと見え、更に二十二日の條に

都督行府言。乞令江淮等路營田司。于見寄養牛內。就近支撥三百頭付壽春府。一百頭付濠州定遠縣。仰疾速計置。節次起發前去。云云。

とて前掲の方針の下に續々と寄養牛を貸出したことが見える。貸出し用の官牛が寄養せられてゐたことは以上の諸例に徴して明かであらう。而して此の寄養牛が南支の産牛地で買上げられ北送せられたものであることは、同卷・紹興七年四月九日の條に

右司諫王縉言。江淮州縣。中略寄養之牛。來自廣西。乍遇寒凍。多有死損。其有置莊去處人耕牛。百畝給牛一具。云云。

とあるに依つて察せられよう。つまり官の買上牛は貸出される迄民間に寄養せられてゐたのであつて、それは官に牧牛能力が無かつた爲めでなければならぬ。尙宋會要・食貨^三營田雜錄・紹興二十二年十一月十八日の條の南郊赦文に

勘會。租佃營田并寄養諸色官牛。每歲兩料收納課子。其間。有災傷田。元租官牛倒死。官司勒令陪填。往々並不與除放。及老弱牛隻不堪耕使。抑令依舊虛納租課。其爲民害。云云。

とある寄養牛は明かに租牛のことである。思ふに租牛は寄養牛を貸出し、又寄養牛の餘分はそのまま寄養戸に貸付けた爲

め、寄養牛が租牛の意味に用ひられる場合を生じたのであらう。

寄養制が示す如く、官に牧牛能力が無かつた以上、賃牛制が如何に有利であつてもそれを採用することは不可能である。ここに貸渡しの租牛制が官の賃牛様式として専ら採用せられてゐた最大の所以があつたと解せられる。

租牛制は耕牛貸渡しであるから、毎年契約上の牛租を受取れば、それで運営して行けるが、賃牛制は牛力の切り貸しであるから、貸出しと返還とが頻繁でその調整を有利に行ふ必要があり、その運営管理は複雑である。企業體でない官としては煩雜であるのみならず、その煩雜は必ず姦官悪吏の恣横不正を誘發すること、歴代の史が明證する所である。賃牛制に比して運営管理の單純であつたことも亦租牛が官の賃牛様式として採用せられた大きな因子であつたと思はれる。

寺廟宮觀は莊園を有ち小作人や僮僕を擁して牧牛能力をも具備すること、一般豪民地主と變りないものがあつた、かうした所では恐らく有利な賃牛制を採つたことと思はれる。然し中には牧牛能力のないものや、たとへば牧牛能力があつてもそれを超えて多くの耕牛を有するものもあつたであらう。と云ふのは、寺廟宮觀は一般豪民地主と異り、經濟的關係からのみでなく、信仰的な立場から布施の如き方法によつて所有耕牛が増大してゐたからである。數百頭を有してゐた祠山廟の如きはその著例である。かかる場合は租牛制に依る外なく、此所に寺廟宮觀の一部が租牛を行つた所以があつたと解せられる。一般豪民中にも同様の場合が無かつたとは云へない。

以上、一二兩章に論述した所を要するに、宋代の役牛農業は賃牛制を普及發達せしめてゐたが、此の賃牛制には租牛制と賃牛制とがあり、前者は主として官が地主及び國家として小作人及び一般農民に對して行つた賃牛に採入れられ、後者は民間地主の小作人に對する賃牛に採入れられてゐたのである。尙此の外に長生牛と呼ばれる賃牛制のあつたことが文獻に傳へられてゐるが、然しそれが右二賃牛様式の何れか一方を指す別名か、或は双方を含めた總ての賃牛を指す名稱か、それとも此れら二つの様式とは全く別種の賃牛様式があつてそれを指してゐたのか、一見此れを識別する史料無く、詳

しく考察する必要がある。因つて次章に長生牛を詳考することとする。

註1 會要・食貨^{三六}屯田雜錄・咸平四年十二月の條の鎮戎軍（陝西路）の屯田に關する記事參照

2 會要・食貨^{三六}屯田雜錄に同記事あり

3 註2に同じ

4 宋會要・食貨^{七一}商稅雜錄に同記事あり

5 註4に同じ

6 咸平三年に楚が潭州の營田に行つた租牛の牛租を免じゐるのを參考す可きである

7 續資治通鑑長編^{二卷二}同年月に同記事あり

8 祠山廟の此の牛租絹は廟の營繕費等に充てられてゐたと云ふ。

Rented Oxen (租牛) in the period of the *Sung* Dynasty

by K. Hino

In the period of the *Sung* Dynasty the agricultural management was impossible without the cultivating oxen, but most farmers were too poor to buy oxen. Tenant-farmers generally rented oxen from their landowners. The government, too, lent oxen, or money to buy oxen, to tenant-farmers. As a landowner, the government rented the oxen to the tenant-farmers who worked on the farm belonging to the government directly. Moreover the government, not as a landowner, but as a government itself rented oxen to other poor farmers. In either case, the government received the rents, namely a certain amount of rice or wheat a year. The lent money was paid yearly to the government by the farmers. On the contrary, the civil landowners rented oxen to their tenant-farmers during a demanded term only, and according to the lent amount, they received the rents from their tenant-farmers. The cause of these differences consists, I think, in the fact that the civil landowners had the equipment to keep their oxen, but the government had none. At any rate, most farmers in the *Sung* Dynasty rented their oxen from landowners or government, and they, therefore, were deprived of a great portion of their product a year. So much the more miserable existences were they led.